

平成 12 年 12 月 15 日

組織の一部改正について

当行は、以下の通り組織改正を実施いたします。

1. 組織改正の内容

(1) 金融商品部門の組織変更

金融商品部門の業務分担を見直し、マーチャントバンキング部を廃止の上、同部が持っていた機能を金融商品部門内のスペシャルティファイナンス部、キャピタルマーケット部および新設される「法人戦略部門」で引き継ぎ、より商品特性、顧客特性に合った効果的な営業推進を可能とする体制といたします。

なお、今回の組織変更にあわせて部名の変更を行い、金融開発部を「キャピタルマーケット部」、金融市場営業部を「市場営業部」といたします。

(2) 法人戦略部門の新設

「法人戦略部門」を新設し、これまでの法人戦略部を「法人戦略本部」に名称変更すると共に、新たに「法人管理部」を設置いたします。この改正により、これまで事業法人部門、リスク管理部門および金融商品部門が連携して推進しておりましたお取引先企業の事業戦略に関連する業務をより効果的に進めてまいります。

2. 実施日

平成 12 年 12 月 18 日

以 上